

世田谷区立平和資料館条例（案）

（目的及び設置）

第1条 区民の平和に対する理解を深めるとともに、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを
知ることを通じて、区民相互及び地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意
識を醸成することを目的として、世田谷区立平和資料館（以下「平和資料館」とい
う。）を東京都世田谷区池尻一丁目5番27号に設置する。

（施設）

第2条 平和資料館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示室
- (2) ライブラリー
- (3) 多目的室

（休館日等）

第3条 平和資料館の休館日、開館時間及び利用方法は、規則で定める。

（事業）

第4条 平和資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 平和に関する資料並びに平和に関する図書及び視聴覚資料（以下「平和資料等」
という。）の収集（寄贈又は寄託を受けることを含む。）をすること。
- (2) 平和資料等を保管し、展示すること。
- (3) 平和資料等を区民等の利用に供すること。
- (4) 平和に関する講座、講演会、映画会等の開催その他の普及啓発又は教育活動を行
うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が第1条の目的を達成するために必要と認め
た事業

（入館料）

第5条 平和資料館の入館料は、徴収しない。

（入館の制限）

第6条 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁じ、又は退館を
命ずることができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

(行為の制限)

第7条 平和資料館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 平和資料館内の現状を変更すること。
- (2) 立入禁止区域内に入ること。
- (3) 広告宣伝を行うこと。
- (4) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の宗教を支持し、これらに資するための政治又は宗教活動を行うこと。
- (5) 平和資料館の建物又はその設備を汚染し、若しくは破損し、又はそのおそれがある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、平和資料館の秩序を乱し、又は管理上支障がある行為をすること。

(損害賠償)

第8条 平和資料館の建物若しくはその設備又は平和資料等を著しく損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第9条 区は、災害その他避けられない事故により、寄託を受けた平和資料等に損害が生じた場合の当該損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。